

制 度 名		信用保証料率（※１）（単位：年率％）									割引適用									
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	会計参与 設置会社割引 ▲0.1% （※２）	有担保割引 ▲0.1% （※３）								
普通保証		1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○	○								
無担保保証												—								
プロパー融資借換特別保証												○								
短期継続保証																				
長期経営資金保証（やくしん）																				
手形貸付根保証																				
追認保証																				
手形(電子記録債権)割引根保証																				
当座貸越根保証																				
事業者カードローン根保証		1.62	1.49	1.32	1.15	0.98	0.85	0.68	0.51	0.39										
創業関連（再挑戦支援）保証																				
スタートアップ創出促進保証		0.86										—								
小口零細企業保証（全国小口）		1.06										—								
無担保・無保証人保証（特別小口保証）		2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50		○								
特定社債保証		0.72										—								
特別推せん保証（スーパー130）	（責任共有対象保証）	1.52	1.40	1.24	1.08	0.92	0.80	0.64	0.48	0.36										
	（責任共有対象外保証）												1.76	1.60	1.44	1.28	1.08	0.88	0.72	0.56
未来につなぐ地域社会応援保証（みらいにつなぐ）		1.71	1.57	1.39	1.21	1.03	0.90	0.72	0.54	0.40										
BCP策定サポート保証																				
健康宣言企業応援保証（すこやか北海道）																				
業績向上応援保証（サポート3000）																				
協調融資型保証（スクラム5000）		—			1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45		—								
財務要件型無保証人保証（※４）		1.90	1.75	1.55																
借換保証（条件変更改善型借換保証）（※４）	（責任共有対象保証）				2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10		0.90	0.70	0.50	○					
借換保証（※４）	（責任共有対象外保証）																			
経営力強化保証	（責任共有対象保証）	1.75	1.55	1.35												1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
事業者再生計画実施関連保証[経営改善サポート保証]	（責任共有対象保証）										0.80									
（経営改善・再生支援強化型）	（責任共有対象外保証）	1.00																		
	（責任共有対象保証）	経営者保証免除対応を適用1.00																		
	（責任共有対象外保証）	経営者保証免除対応を適用1.20																		
流動資産担保融資保証（ＡＢＬ保証）		0.68									○	○								
事業再生保証		2.20																		
事業承継特別保証		1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45										
（保証制度要綱に定める専門家による確認を受けた場合）		1.15	1.00	0.85	0.70	0.60	0.50	0.40	0.30	0.20	—	—								
経営承継借換関連保証		1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○	○								
（保証制度要綱に定める専門家による確認を受けた場合）		1.15	1.00	0.85	0.70	0.60	0.50	0.40	0.30	0.20	—	—								
経営承継関連保証		2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50	○	○								
特定経営承継関連保証											—									
経営承継準備関連保証		1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○									
事業承継サポート保証（※５）																				
特定経営承継準備関連保証		1.15									—	—								
経営安定関連（セーフティネット）保証	（責任共有対象保証）	普通保険0.75			無担保保険0.73			特別小口保険0.51			○									
	（責任共有対象外保証）	普通保険0.88			無担保保険0.86			特別小口保険0.60												
災害関係保証											—									
協調支援型特別保証（※６）		（責任共有対象保証）	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	—	—							
モニタリング強化型特別保証（モニ特別）	保証料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	—	—								
	お客様負担（※7）	0.95	0.88	0.78	0.68	0.58	0.50	0.40	0.30	0.23	—	—								
事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証		利用する保証制度における所定の保証料率に、0.25%もしくは0.45%を上乗せした保証料率が適用され、国から一部保証料額の補助あり									○	—								
（事業者選択型経営者保証非提供保証）		利用する保証制度における所定の保証料率に、0.25%もしくは0.45%を上乗せした保証料率が適用									利用する保証制度に準じる									

（※１）政策的に配慮された特別な保証、全国統一の保証料率が定められた保証以外の保証については、財務その他経営に関する情報を基に、リスク計測モデル(CRDモデル)により、算出された評点に応じて定める①～⑨区分9段階の料率を基準料率とし、これに定性要因を加味して料率を決定します。

なお、次のいずれかに該当する事業者については、⑤区分(経営力強化保証は④区分)を基準料率とします。

- ◇個人その他の法令で定めるところにより貸借対照表および損益計算書を作成する義務を課せられていない方であって貸借対照表および損益計算書がない方
- ◇事業開始後最初の事業年度の決算における貸借対照表および損益計算書がない方
- ◇連帯債務形式により保証付融資を利用する方

（※２）会計参与設置会社であることの確認ができる場合は基準料率より0.1%の割引を行います。

保証申込の受付から３カ月以内の商業登記簿謄本（履歴または現在事項全部証明書）の写の提出を受け、会計参与の設置を確認します。

（※３）物的担保の提供がある場合は、基準料率より0.1%の割引を行います。

（※４）借換保証ならびに財務要件型無保証人保証は、利用する各制度で定める料率が適用されます。(割引の有無を含む)

特例保険を適用する場合はそれぞれの特例保険の料率が適用されます。

（※５）事業承継サポート保証を利用する持株会社で、新設持株会社または初年度決算が到来していない場合は、年1.15%となります。

（※６）保証取扱期間は３年間であり、保証申込日に応じて保証料補助率が変動します。

保証制度要綱上の要件（１）については、保証申込日が令和7年3月14日～令和8年3月31日は１／２相当、令和8年4月1日～令和9年3月31日は１／３相当、令和9年4月1日～令和10年3月31日は１／４相当の保証料を国が補助します。

保証制度要綱上の要件（２）については、保証取扱年度にかかわらず、１／４相当の保証料を国が補助します。

（※７）保証申込日が令和8年3月16日～令和9年3月31日の場合のお客様負担（％）です。差額については国から保証料補助があります。令和9年4月1日以降の保証申込にかかる保証料補助の実施は未定です。

※上記以外の保証制度に係る信用保証料率については、当協会宛にお問い合わせください。